

墨田区のお知らせ

No.2037

2022年
(令和4年)

6/11

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容

2・3面…令和3年度下半期 財政状況

4～6面…新型コロナウイルス感染症の関連情報等

6～8面…講座・教室・催し・募集

ひと、つながる。
墨田区SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>もっと
いっしょにいたいから。

大切な家族を守りましょう。

近年、ペットを飼育する家庭が増えている中で、ペットを適切に管理することや飼育マナーを守ることがより一層求められています。

ペットの健康を保ち、これからも一緒に暮らしていくために、飼い主が果たすべきことについて改めて考えてみませんか。

【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎ 5608 - 6939

ペットの飼い主さんへお願いです！

犬・猫を飼い始めたらマイクロチップの情報登録を！

6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。6月以降に犬や猫を購入した方は、装着されているマイクロチップに飼い主等の情報を必ず登録しましょう。マイクロチップが未装着の犬や猫を譲り受けた方や6月以前から飼っている方は、動物病院などで、できる限りマイクロチップを装着し、飼い主等の情報登録をお願いします。詳細は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のホームページをご覧ください。

オンラインによる飼い主等の情報登録

① 書類の準備



マイクロチップの識別番号と暗証番号を用意(購入店舗等で渡される登録証明書に記載)

② オンライン申請



「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のホームページで申請

③ 手数料の支払い



【情報登録の手数料】1回300円【支払方法】クレジットカードまたはバーコード決済

④ 登録証明書のダウンロード



画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして大切に保管してください。

「マイクロチップ」ってどんなものですか？

全長12mmほどの円筒形で、数字による情報を記録する電子標識器具です。情報登録システムに飼い主の情報を登録することで、ペットが迷子になっても飼い主の元へ戻すことができます。専用の注射器を使用して皮下に装着しますが、副作用はないとされており、動物の体に負担をかけることはありません。

392
14X
XXX...

オンラインによる申請が困難な方は、下記にご相談ください。

犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境大臣指定登録機関
公益財団法人日本獣医師会港区南青山1-1-1 新青山ビル 西館 23階
☎6384-5320・✉info@mc.env.go.jp

- ① 氏名等が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。詳細は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のホームページをご覧ください。
- ② マイクロチップに情報登録を済ませた場合、マイクロチップは飼い犬登録時に交付される「鑑札」の役割も果たします。

「狂犬病予防注射」をお忘れなく！

狂犬病は犬以外の動物や人にも感染し、死に至るおそれがある感染症ですが、飼い犬に予防注射をすることで発症を予防できます。狂犬病予防法では年に1回(接種時期は4月～6月)接種することが義務付けられており、予防注射は動物病院で受けさせることができます。詳細は区ホームページをご覧ください。

もう、
すんだ？

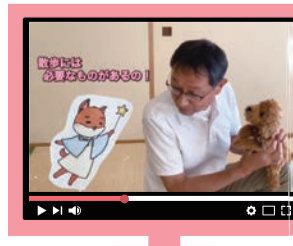
飼育マナーを守り、しつけをしましょう！

散歩をする際には、リードを装着し糞を持ち帰るなどの、基本的な飼育マナーをしっかりと守りましょう。また、動物が苦手な人も快適に過ごせるように、必要以上に吠えさせないなどのしつけをしておくことも大切です。

飼育マナー啓発動画「みんな、気持ちよく。」配信中！

犬を飼う際の基本的な飼育マナーなどのほか、ペットの防災対策についても詳しく紹介している動画を、区公式ユーチューブで配信中です。

ぜひ、ご覧ください！



みてねっ

犬の妖精さん

エスディーゼー
SDGsは、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、2030年(令和12年)までに達成をめざす世界共通の17の目標です。1面に掲載する事業がめざす目標をアイコンでお知らせします。3 すべての人に
健康と福祉を11 住み続けられる
まちづくりを